

○酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰推薦の手続き等について
(令和5年4月1日)

酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰応募要領（令和5年4月1日付け、以下「応募要領」という。）第5及び第12の規定に基づき、推薦の手続き等に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

記

第1 推薦対象

応募要領第3に掲げる者とする。

第2 推薦の方法

- (1) 推薦を行おうとする者は、酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰推薦調書（様式第1号）（以下「推薦調書」という。）により応募することとする。
- (2) 推薦に際しては、推薦調書に食育活動の経歴、表彰の対象の理由となる功績等を具体的に記載することとする。
- (3) 複数の者が連携・協働して行う活動の場合は、代表する1者を推薦する。
- (4) 推薦する活動については、酒田市食育・地産地消推進計画と齟齬がないものであることとする。
- (5) 過去に本表彰において受賞歴がある場合、受賞時と類似の内容に対しては、同じ賞を授与しないこととする。
- (6) 受賞者の公表後に、重大な法令違反が明らかになった場合、その他受賞者としてふさわしくない行為を行ったとき、又は応募書類に虚偽の内容や不正があった場合は、受賞を取り消すこととする。